

令和6年第8回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年8月26日 市役所 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
		10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司		
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
9番	橋本 淳	14番	田中 倫雄
17番	小原 正広	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

会議を始めます前に、お時間を頂戴いたしまして、事務局から委員の皆様をお願いをさせていただきます。お席に配布しております「農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケート調査の実施について」、こちらの用紙でございますが、農林水産省から農地転用許可制度に関するアンケート調査の依頼があり、回答期限が8月31日までと短いため、委員の皆様にはアンケートの回答のご協力をお願いするものです。詳細につきましては、総会終了後に改めて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第8回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、橋本委員、田中委員、小原委員、八木委員の4名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。8月も終わりに近づきましたが、まだまだ暑い日が続きます。皆様方におかれましては、健康管理には十分に留意され、お過ごしいただきたいと思います。それでは、只今から、令和6年第8回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において10番木村委員、11番佐藤委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

所有権移転の案件から説明いたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在21,763㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では900日農業に従事しています。

番号2番と番号6番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

4ページをお願い致します。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和6年8月26日から5年間の賃借権の設定です。

受人の代表取締役は、これまでも申請地を借り受け耕作しており、今回の申請で改めて合計3,161㎡の農地を耕作することとなります。

法人で議決権を持つ農業関係者は1名で、年間200日農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を所有ないしは賃借するものです。

3ページにお戻りください。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を渡人に代わって長年管理しており、今回の申請で改めて105㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間100日、世帯で200日農業に従事する計画となっております。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 5,647 m²の農地を耕作しており、個人で年間 250 日農業に従事しています。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在 2,225 m²の農地を耕作しており、個人で年間 250 日、世帯では 450 日農業に従事しています。

5 ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和 6 年 8 月 26 日から 10 年間の賃借権の設定です。

受人は農産物の生産、販売等を行っている法人で、事業所の近隣にある申請地を借り受け、規模拡大をするものです。なお、受人は農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃借権契約を行っております。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 7 件、移動の土地は、田 3 筆 3,262 m²、畑 6 筆 2,243 m²、合計 9 筆 5,505 m²です。

以上 7 件のうち、番号 1 番から 6 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

7ページをお願いします。議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは、8ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、通路を設置します。農地区分は第2種農地で宅地 581.22㎡と一体利用します。つづきまして、9ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は2件、転用の土地 田 2筆 548㎡、畑 2筆 17.43㎡、合計4筆 565.43㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

10ページをお願いします。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

11 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場及び車両置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、診療所を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号7番と番号18番は事業者と転用目的が同じのため、一括で説明させていただきます。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

13 ページをお願いします。

番号18番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号7番は所有権の移転、番号18番は賃借権の設定です。こちらは、調剤薬局及び駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

11ページにお戻りください。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは店舗兼用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

12ページをお願いします。

番号12番と13番は受人と転用目的が同一のため一括で説明させていただきます。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。こちらの2件は、申請面積の合計が3,000㎡越えの案件であり、常設審議委員会にも進達予定です。皆様の机の上に用意させていただきました、A3用紙の位置図、利用計画図も参考にご覧いただければと思います。A3図面の1ページをご覧ください。申請地は丸で囲まれた黒色傾斜部分2か所でございます。図面の2ページをお願いします。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光発電事業者が業務拡大のため、申請地に太陽光パネルを設置するものです。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 16 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権での権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 17 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権での権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 18 番については先ほどの説明のとおりです。

番号 19 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

14 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、合計 19 件、転用の土地は、田 25 筆 12,958 m²、畑 5 筆 1,973 m²、合計 30 筆 14,931 m² です。

また、番号 12 番と 13 番の案件につきましては、申請の合計面積が 3,000 m² 越えの案件のため、9 月 11 日に愛知県三の丸庁舎にて開催されます常設審議委員会にて審議予定となっております。

以上 5 条申請 19 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 24 筆、使用貸借権の設定は 13 筆です。

貸借期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

19 ページ総括表をお願い致します。

田 35 筆 畑 2 筆 合計 37 筆 27,216.6 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6報告第24号 現況証明願の報告について から日程第9報告第27号農地法第5条の規定による許可の取下の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは20ページをお願いします。

報告第24号現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

21ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

明治12年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和51年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和55年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和55年より住宅敷地として利用しておりました。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和43年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、22ページをお願いします。

報告第25号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

23 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

共同住宅建築による転用でございます。

24 ページ総括表をお願いします。

申請件数2件、田6筆、786㎡、合計6筆786㎡です。

続きまして25 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

こちらは競売物件落札後の、本申請になります。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

続きまして、26 ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、店舗併用住宅建築による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、貸倉庫建築による転用でございます。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用賃借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、駐車場の設置による転用でございます。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

27 ページ総括表をお願いします。

申請件数8件、田1筆 158 m²、畑9筆 1,671 m²、合計10筆 1,829 m²です。

つづきまして、28 ページをお願いいたします。

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

営農困難により、賃借権を解除します。

30 ページの総括表をお願いします。

申請件1件 畑2筆 817 m²、合計2筆 817 m²です。

31 ページをお願いします。

報告27号 農地法第5条の規定による許可の取下の報告について

農地法第5条の規定による許可の取下願が提出されたので報告する。

本日付け提出、会長名でございます。

32 ページをお願いします。

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、本人からの申出があったため、申請を取り下げるものです。

33 ページ総括表をお願いします。

申請件数は1件 畑 1筆 380 m² 合計 1筆 380 m² です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和6年第8回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時30分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

10 番委員

木村 均

11 番委員

佐藤 哲郎